

---

---

## 認定 NPO 法人に対する寄付金控除について

---

---

Hope for Tomorrow は平成 25 年 11 月 18 日より、東京都の認定を受け「認定 NPO 法人」となりました。これにより Hope for Tomorrow に寄付をされた方は、確定申告によって寄付金控除等、税の優遇措置（減税）を受けることができます。

※「認定 NPO 法人」とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であること、また、公益の増進に資すること等、一定の要件を満たすものとして、各自治体から認定を受けた法人です。

㊦ この制度の適用は、平成 25 年 11 月 18 日以降に当法人が受領した寄付金が対象となります。

### ◆ 所得税

個人から認定 NPO 法人への寄付金について、税の優遇制度が拡充され、新設の**税額控除方式**と従来の**所得控除方式**のうち、どちらか有利な方を選択することができます。

㊦ 控除額には一定の上限額があります。また、どちらが有利な方法になるかは所得などによって異なります。詳しくは税理士等にご確認ください。

**① 税額控除方式「寄付金特別控除」**  
**(寄付金合計額－2,000 円) × 40% = 寄付金特別控除額**

寄付金額から 2,000 円を控除した金額の 40% 相当額をその年分の**所得税額から控除**することができます。所得金額にかかわらず控除を受けられ、税額から直接控除するため大きな減税効果があります。ただし、寄付金合計額は総所得金額等の 40%、特別控除額はその年分の所得税額の 25% 相当額が上限です。

**② 所得控除方式「寄付金控除」**  
**(寄付金合計額－2,000 円) = 寄付金控除額**

寄付金額から 2,000 円を控除した金額を、その年分の**総所得金額等から控除**することができます。一般に所得税率が高い高所得者の方は減税効果が大きくなります。ただし、寄付金控除額は所得金額の 40% が上限です。

### ◆ 住民税

お住いの地方自治体の条例によって個人住民税が税額控除の対象となる場合があります。住所地の自治体の税務担当部署にお問い合わせください。

◎ 当法人への寄付金は、東京都が条例で指定した寄付金となり、個人住民税（翌年度）の寄付金税額控除を受けることができます。

㊦ 東京都内の区市町村が条例で指定する寄付金については、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

**(寄付金合計額－2,000 円) × 4% = 税額控除額**

寄付を行った翌年の 1 月 1 日現在で東京都内にお住まいの方は、寄付金額から 2,000 円を控除した金額の 4%（都民税分）を翌年の**個人住民税額から控除**することができます。ただし、寄付金合計額は総所得金額等の 30% が上限です。

### ◆ 相続税

相続または遺贈により財産を取得した方が、取得した財産を相続税の申告期限内に寄付された場合には、その寄付された財産の価額には相続税が課税されません。

### ● 法人の場合

一般寄付金の損金算入限度金額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で、損金として算入することができます。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。